

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案（国内希少野生動植物種の指定等）
に対する意見募集について

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
e-Gov	24 通
電子メール	1 通
郵送	0 通
計	25 通

(2) 整理した意見の総数

- ・ 今回の改正政令案に係る意見 17 件
- ・ その他意見 4 件
- ・ 上記の両方に係る意見 4 件

2 意見等の概要と意見に対する考え方について

No.	政令・その他	意見概要	件数	頂いた意見に対する考え方
1	政令案	<p>ヤンバルオオイチモンジシマゲンゴロウについて、分布域が開発規制のあるやんばる地域であること、多産であり個体数が多いこと、飼育されている個体数が多く捕獲規制によりファウンダー確保ができなくなること、捕獲圧が減少につながっている具体的な根拠が示されていないこと、開発の脅威に対して指定効果がないこと、捕獲規制により個人の調査研究ができなくなり保全に繋がらないこと、レッドリストに掲載されていないこと、他のゲンゴロウ類と同様の保全策が効果的でない等の理由から、特定第二種が適当又は指定に反対若しくは捕獲圧等に関する根拠を示すべきである。</p>	7	<p>本種は以下の根拠により指定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地をよく知る有識者へのヒアリングや有識者との共同調査を通して、美麗種であり捕獲が非常に容易であることが判明していること ・既知の産地が非常に限られること ・生息地が他法令等で保護されているやんばる地域に留まらず、開発の激しい本部半島に及ぶこと <p>なお、指定区分については、本種の保全の観点からより望ましいあり方を引き続き検討したいと考えており、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
2	政令案	<p>今回の指定には、問題ないと思われる。ゼニタナゴの特定第1種の指定も妥当だと思われる。</p>	1	<p>御意見ありがとうございます。</p>
3	政令案	<p>シナイモツゴについて特定第二種への指定候補となっていますが、本種の場合流通はすでにほとんどがいわゆ</p>	1	<p>シナイモツゴの減少要因は、ため池の改修・管理不足による生息地の消失・減</p>

		<p>るブリード個体となっています。特定第二種が求める販売・頒布の禁止ではなく、あるいは第一種が求める捕獲の禁止でもなく、本種の保全にとって重要なのは外来種の放流防止（コイやオオクチバスなど；個体そのものだけでなく、水と共に混入するモツゴの危険性）やため池の開発防止です。今回の指定はいずれにも、少なくとも追加の効果がないと考えられるため、指定そのものが疑問に思われます。</p>		<p>少及び生息環境の悪化、国内外来種（モツゴ）の侵入・交雑による外来種への置き換わり、外来種（オオクチバス、ブルーギル）による捕食、捕獲の4つが指摘されております。このような減少要因や生息環境等を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しております。引き続き学識経験者や保全団体等の方々と連携し、本種の保全に努めていきます。</p>
4	政令案	<p>「シナイモツゴ」が特定第二種国内希少野生動植物種に指定される件について、埼玉県では加須市に埼玉県養殖漁業協同組合が運営する観賞魚市場があり、主にキンギョやメダカ等の観賞魚の取引が行われている。ここでは、いわゆる川魚も出品されており、仲買人が競り落としペットショップ等に卸される。今回対象となっているシナイモツゴは、独自に採卵・繁殖を行って養殖し、市場に出品している業者が存在する。令和5年度の市場流通量は約50尾と多くはないものの、この業者は約20年前から毎年出品し、一定の利益を得ている。また、2023年6月3日に開催された日本魚類学会市民公開講座「観</p>	1	<p>シナイモツゴの減少要因は、ため池の改修・管理不足による生息地の消失・減少および生息環境の悪化、国内外来種（モツゴ）の侵入・交雑による外来種への置き換わり、外来種（オオクチバス、ブルーギル）による捕食、捕獲の4つが指摘されております。このような減少要因や生息環境等を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しております。御意見は今後の施策の参考にさせて</p>

		<p>賞魚としての日本淡水魚の流通飼育の現状と課題」では、これら業者が開発した繁殖技術が、希少魚類の保全に活用できるという議論があった。このような業者が開発した技術は、今後野生集団の個体数が減少した場合、生息域外保全などでの繁殖に応用できるものと考えられる。以上のことから、このような業者が存在することは、今後の希少魚類の保全を推進するうえで、重要であると考えられる。独自に採卵・養殖されたシナイモツゴが販売されることにより、野生集団の個体が減少するなどの影響が生じる可能性は考えづらい。このため、シナイモツゴの養殖・販売を業として行っている者が事業を継続できるように次のことについて検討を願う。</p> <p>1 シナイモツゴを独自に採卵・養殖している者は、今後も販売を行うことができるよう、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 12 条の規定の適用除外とすること。</p>		<p>いただきますが、本種については、流通が非常に少ないこと等から、内水面養殖事業者への影響は限定的であると考えており、御指摘のような適用除外規定を設けることは検討しておりません。</p>
5	政令案	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等の概要、別紙 1 において、新たにゼニタナゴが特定第 1 種、シナイモツゴが特定第 2 種に指定されているが、今回この 2 種をあえて指定した科学的根拠はあるか。シナイモツゴが今回指定された特定第 2 種希少野生動植物は営利目的での譲渡、売買が禁止されるものである。一方、シナイモツゴ</p>	1	<p>動物の特定第一種国内希少野生動植物種指定については、累代飼育による悪影響等も考慮してその適否を慎重に判断する必要がある中で、今回、淡水魚の特定第一種国内希少野生動植物種への指定について、選定方針を整理した上で、有識者へのヒアリング等も踏まえ、動物とし</p>

		<p>の人工繁殖法は 坂本啓, et al. シナイモツゴ人工繁殖方法の確立. 伊豆沼・内沼研究報告, 2007, 1: 47-51. にあるように確立されており、継代繁殖して販売する養殖業者がすでに存在するが、販売が禁止されることで生じる損失への補償等はあるのか。また、こういった業者の保有する独自のノウハウ、継代技術の存在は考えられ、それらはシナイモツゴの保全上有用であると考えられるが、こうした技術の維持継承に対する施策はあるか。今回指定のゼニタナゴ、シナイモツゴの個体数回復に向け、環境省としての保全施策や予算確保の見通しはあるか。今回指定のゼニタナゴ、シナイモツゴの個体数回復に向け、環境省として具体的な数値目標(何 ha 以上の生息環境を回復、個体数を何個体以上に回復等)はあるか。ゼニタナゴは特定第 1 種希少野生動植物指定となり採集が禁止されるが、採集禁止の徹底に向けた施策はあるか。</p>		<p>て初めてゼニタナゴを指定することとしています。シナイモツゴについては、その減少要因や生息環境等を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定することとしています。</p> <p>国内希少野生動植物種は、種の保存法に基づき、その絶滅のおそれ等を鑑みて指定をするものであり、損失補償を伴う制度ではありません。</p> <p>なお、絶滅危惧種の飼育繁殖技術については、日本動物園水族館協会等との連携事業や「認定希少種保全動植物園等制度」等があるほか、絶滅危惧種全般の保全に関する予算として、希少種保護対策費のほか様々な主体が申請可能である生物多様性保全推進支援交付金等を毎年確保しており、これらを活用しつつ、引き続きゼニタナゴやシナイモツゴを含めた絶滅危惧種の保全に努めていきます。</p>
6	政令案	シナイモツゴについて、養殖して収入を得ている組合員がいる。突然養殖物を止めらたら食べていくのに困る。	1	シナイモツゴの減少要因は、ため池の改修・管理不足による生息地の消失・減

		養殖物が販売出来ないのなら補償を求める。		少および生息環境の悪化、国内外来種(モツゴ)の侵入・交雑による外来種への置き換わり、外来種(オオクチバス、ブルーギル)による捕食、捕獲の4つが指摘されております。このような減少要因や生息環境等を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定が妥当と総合的に判断しています。なお、国内希少野生動植物種は、種の保存法に基づき、その絶滅のおそれ等を鑑みて指定をするものであり、損失補償を伴う制度ではありません。
7	政令案	当社は20年以上シナイモツゴを養殖販売しており、それによる利益を餌代や人件費・維持管理費に充て累代飼育を重ねてきました。こちらの販売が出来なくなり売れないものを養殖し続けるとなれば経費も圧迫され増殖も抑制せざるを得ません。また2020年にもセボシタビラが国内種に指定された経験からすると売れないものの累代繁殖を続けるということは経営的に負担のみがのしかかることになるので、速やかに殺処分することが経営判断的には最適解となってしまっています。当然のことですがこれは絶滅から遠ざける有効な手段が一つ無くなるこ	1	シナイモツゴの減少要因は、ため池の改修・管理不足による生息地の消失・減少および生息環境の悪化、国内外来種(モツゴ)の侵入・交雑による外来種への置き換わり、外来種(オオクチバス、ブルーギル)による捕食、捕獲の4つが指摘されております。このような減少要因や生息環境等を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定が妥当と総合的に判断

	<p>とを意味し、種の保存に逆行しております。また私のほうで養殖の元になった個体群はわが県で絶滅したシナイモツゴと距離的に最も近くかつ貴重な個体群であり存続させる価値が大変高いと思われます。</p> <p>また、養殖シナイモツゴは私たちの財産でもありますのでこちらを販売する権利を取りあげるということは財産権の侵害に他なりません。当然ご存知だとは思いますが財産権の尊重は種の保存法総則第三条に定められているものであり十分に考慮されるべきことであるはずです。にもかかわらず今回このことにまったく考慮がされていないことは環境省の判断能力を疑うばかりです。</p> <p>さらに当社の養殖シナイモツゴの販売実績は 2022 年 10 月に「滅危惧種の汽水・淡水魚類の取扱い状況に係る専門家ヒアリング」(資料 1)にてそちらに報告済みのはずです。</p> <p>2023 年 6 月にも「魚類学会市民講座、観賞魚としての日本産淡水魚の流通・飼育の現状と課題」資料 2、3 にて環境省同席のうえ発表し、もっとも歴史が古い当社養殖物として養殖シナイモツゴを紹介しております。今回これを無視もしくは見落としていた可能性が高く大変に遺憾です。</p> <p>以上の事からもう一度世間一般の常識と生産者の生活を鑑みて再検討をお願いする次第です。またこちらの内</p>	<p>しています。</p>
--	--	---------------

		容は財産権を守る方向に作用するので全文公開していただくようお願いいたします。		
8	政令案	ゼニタナゴは特定第一種ではなく特定第二種に指定すべきである。本件の担当者である希少種保全推進室係長の皆藤琢磨氏も参加していた2023年の第10回全国タナゴサミット in 手賀沼でも多くの参加者が特定第二種指定が妥当との見解を示している(『NEWS MAGAZINE にぎやかな水辺』No.10 OCTOBER 2023)。タナゴ類は釣り目的での放流が各地で行われていることが確認されており(「文献情報に基づく日本産タナゴ亜科魚類における国内外来種の分布状況」保全生態学研究 28 巻 (2023-2024)1号、「那珂川で採集されたゼニタナゴの記録」那須野が原博物館紀要 18 巻 (2022)1号など) 販売が行われれば、その個体が放流に用いられる可能性がある。仮に、特定第一種に指定するのであれば、捜査権を持ち取り締まりを行うことができる人員(とそれを可能にする予算)の確保とセットで行われるべきであるが、特定外来生物の放流に対してもこうした対策は講じられておらず、直接の摘発はなされていないのが現状である。こうした行為に対する対策は、本指定と合わせて行われるのか。	1	国内希少野生動植物種の選定に当たっては生息地の現状や流通状況を踏まえ、学識経験者からの意見等に基づいて検討しております。 不適切な放流問題への対策として、今回の指定に合わせ、それを防止するための普及啓発資料を作成し、頒布・公開を予定しています。
9	政令案	セボシタビラなどの淡水魚の国内希少指定に抵抗して	1	御指摘の事実は確認しておりません。

		<p>いる養殖業者の方がいて、愛好家からカンパを集めて環境省に対して訴訟を起こしていると言っています。既に控訴審の判決が出ており、環境省は上告したとの話も関連のメーリングリストにありました。これを公表しないのは今回の指定に関して影響が出ると考えているからなのでしょうか。またゼニタナゴの指定はこの事業者への配慮なのでしょうか。</p>		
10	政令案、その他	<p>今般の指定種選定については概ね同意するものの、下記の通り疑問点が複数あり、環境省として、これらの疑問に対する見解について説明を願いたく、回答を求めるものである。</p> <p>1、指定にあたって指定種数の目標があるのはなぜか。本来、それぞれの種の保全状況に応じて指定すべきものである。即ち、目標数の設定など無意味なはずである。指定することが目的となってしまっており、指定数目標ありきで指定を急いでいるだけではないか。</p> <p>2、先だって指定された種のモニタリングは実施されているのか。指定するだけして 終わりという印象を受ける。そうでないならば具体的に何かモニタリングを行っているということを、定期的に数的根拠にて公表することで、指定の効果並びに妥当性を示すべきではないか。</p>	1	<p>国内希少野生動植物種の指定目標については、種の保存法の前回改正時に国会からの附帯決議にて示されておりますが、国内希少野生動植物種の指定については、有識者の御意見を踏まえて、種の保全上の必要性から行っているものです。</p> <p>指定種についてのモニタリングは必要に応じて行っており、結果を公表している種がございます。また、定期的に環境省レッドリストの見直しを行っております。</p> <p>国内希少野生動植物種に指定することで、その生息地等における開発行為の規制が可能な生息地等保護区を設定するこ</p>

	<p>なお、これらのデータ公表において詳細な生息地等を公表する必要はない。最低限、数的データのみを公表を求めめるものである。</p> <p>3、指定種の生息域における開発行為等に制限を設けないのはなぜか。指定種が指定に至った要因には、生息域における開発行為に伴い、生息環境が悪化したという例も多数存在する。採集圧等が保全における敵となる可能性はもちろんあるが、採集等の行為を制限したところで、希少種の生息域におけるみだりな開発行為が進めば無意味であると思料する。</p> <p>4、今般の指定種であるゼニタナゴについて、養殖個体のペット市場への流通を考慮した措置と考える。しかしながら、2020年度指定のセボシタビラの方がゼニタナゴに比べ、人工授精等による養殖が容易であり、特段高度な技術並びに養殖環境を必要としない点から、セボシタビラこそ特定一種の指定が妥当であると考えますが、なぜ希少種としての指定を第一種へと変更しないのか。また今後、この指定内容について、生息環境や養殖技術の変化に伴い臨機応変に指定変更を実施するなどの機動的な対応を実施するつもりがあるのか。実施するにしろしないにしろ、その根拠として上述2のモニタリングが必要であると考えます。</p> <p>以上の点がクリア出来ないのであれば、本法による指</p>	<p>とが可能となります。</p> <p>動物の特定第一種国内希少野生動植物種指定については、累代飼育による悪影響等も考慮してその適否を慎重に判断する必要があり、今回、淡水魚の特定第一種国内希少野生動植物種への指定について、選定方針を整理した上で、有識者へのヒアリング等も踏まえ、動物として初めてゼニタナゴを指定することとしています。セボシタビラについては、令和2年2月に国内希少野生動植物種に指定されておりますが、野生個体群の状況を踏まえ、いただいた御意見等も参考とし、本種の保全の観点からより望ましい指定のあり方を必要に応じて検討していく予定です。</p>
--	--	--

		定は非常に形骸的であり、希少種の保全に対し、大した意味を成さないと断じざるを得ない。		
11	政令案、 その他	私は本政令案におけるシナイモツゴの特定第二種国内希少野生動植物種への指定に反対します。また、セボシタビラの第一種への変更を求めるとともに、指定については遊漁文化の保存について慎重な検討をお願いしたく、以下に意見を述べさせていただきます。まず、シナイモツゴの特定第二種指定は、市民の財産権に対する配慮が欠如している点で問題があると考えます。指定により、長年シナイモツゴの保護や繁殖に取り組んできた個人や団体が、その成果を活かすことが困難になるばかりか、所有する資産の価値が損なわれる可能性があります。環境保護は重要であるものの、財産権の保護を無視した一方的な規制は、保全活動への意欲を低下させ、結果として逆効果を招く恐れがあります。次に、以前に国内希少野生動植物種に指定されたセボシタビラに関しては、既に養殖技術が確立されている現状を踏まえれば、特定第一種への変更が適切だと考えます。特定第一種への指定により、市民の財産権に対する配慮をしながら、国内での保存繁殖活動を奨励することが可能です。このような柔軟な措置を講じることで、種の存続を図ると同時に、科学的知見を活用した保全の可能性を広げるべきです。	1	シナイモツゴについては、今回特定第二種国内希少野生動植物種として指定することとしており、特定第二種国内希少野生動植物種制度は販売又は頒布等を目的とした捕獲・譲渡等を規制するものであり、これを目的としない遊漁や本種の保全を目的とした行為は規制対象外となっています。 セボシタビラについては、令和2年2月に国内希少野生動植物種に指定されておりますが、野生個体群の状況を踏まえ、いただいた御意見等も参考とし、本種の保全の観点からより望ましい指定のあり方を必要に応じて検討していく予定です。

		<p>また、シナイモツゴやセボシタビラ、ゼニタナゴを対象とする飼育を含めた遊漁文化は、日本の文化として重要な価値を持っています。この文化が失われることは、地域社会に根付く歴史や伝統の喪失を意味し、単に趣味や娯楽が制限されるだけではありません。魚との関わりは人々の心の豊かさを支える活動であり、これを安易に規制することは、地域文化の存続にとって大きな損失となるでしょう。さらに、こうした活動の制限は、表現の自由にも影響を及ぼし、法的・倫理的な観点からも慎重に検討されるべきです。以上の理由から、本政令案の内容について、環境保護と市民生活の調和を図る方向での見直しを強く求めます。シナイモツゴやセボシタビラをはじめとする生物種の保全は、地域社会や個人の努力と共存する形で進められるべきです。何卒、慎重なご判断をお願い申し上げます。</p>		
12	政令案、その他	<p>ゼニタナゴの特定第一種国内希少野生動植物種への指定に賛成する一方で、セボシタビラも繁殖技術が確立しているため、特定第一種国内希少野生動植物種に指定すべきである。さらに、指定した種については、将来的に回復し指定解除ができるよう保全の取組を進めて欲しい。</p>	2	<p>動物の特定第一種国内希少野生動植物種指定については、累代飼育による悪影響等も考慮してその適否を慎重に判断する必要がある。今回、淡水魚の特定第一種国内希少野生動植物種への指定について、選定方針を整理した上で、動物として初めてゼニタナゴを指定することとし</p>

				<p>ています。セボシタビラについては、令和2年2月に国内希少野生動植物種に指定されておりますが、野生個体群の状況を踏まえ、いただいた御意見等も参考とし、本種の保全の観点からより望ましい指定のあり方を必要に応じて検討していく予定です。保全の取組についても、御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
13	その他	<p>種の保全のため、特定の生物種を希少野生動植物種に指定すること、また、それをもってこれらを保全することは重要である。しかし、この制度によって捕獲が禁止された種の中には、希少野生動植物種に指定されたことによって採集例がなくなり、種の増減の動向が分からなくなるだけでなく、捕獲によるものではなく、開発によって地域絶滅が繰り返されているという実情がある。この問題は希少野生動植物種への指定では開発による希少野生動植物種の絶滅を防ぐことがむずかしいこと、また、(第二種への指定を除く)希少野生動植物種への指定によって在野の研究者を主とした、アマチュアからの採集例がなくなること、調査にかかる手続きが煩雑であることにより発生している。そして、この制度は結果的に国民から生物を捕獲・利用する権利を奪っていることを忘れ</p>	1	<p>御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

		てはならない。これらへの対策として、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種への指定以外に、個人の観賞や飼育目的以外での商用採集の禁止と、累代飼育個体の販売を可能とする新たな(いわば特定第三種国内希少野生動植物種)制度の設置が必要であるとする。そして何より、これらの希少野生動植物種への指定は、種の存続に問題のない、集団の個体数や環境の安定によって指定を解除できる状態にすることを目的として行わなければならない。この前提を放置し、希少野生動植物種を増やすだけの指定は言語道断である。		
14	その他	セボシタビラの国内希少野生動植物指定に以前から異議を唱えている埼玉県 <small>の</small> 養殖業者が、環境省に対して訴訟を起こしたと SNS 上で発言しています。このような攻撃的な人物にゼニタナゴのような希少種を流通させることは極めて危険です。特定第一種の事業認定を行うにあたって、環境省はその適格性をどのように審査するのでしょうか。係争の相手を事業認定するようなことは避けるべきです。	1	御指摘の事実は確認しておりません。 なお、特定国内種事業は事業内容に関する届出制となっております。
15	その他	こちらのパブリックコメントは、指定種を増やすことについてですが、たとえ絶滅危惧種に指定されても生息地を守る法律がないと知り、愕然としました。どれだけ	1	国内希少野生動植物種に指定することで、指定種の生息地等における開発行為等の規制が可能となる「生息地等保護区」

		<p>指定種を増やしても、その地の開発を制限したりができないのでは、意味がないのではないのでしょうか。それと、指定をすることが必ずしもいい方向に働くわけではなく、場合によっては逆効果になることもあると聞きました。幅広い専門家の意見を取り入れて、それぞれの置かれた状況に即して対応されることを願います。</p>		<p>の指定を行うことができます。なお、国内希少野生動植物種については、個別の有識者へのヒアリングや各分野の有識者で構成された科学委員会からの御意見を踏まえて指定しており、様々な専門家の意見を取り入れています。</p>
16	その他	<p>2020年より再三再四申し入れているセボシタビラが特定一種に入らずゼニタナゴのみになった理由を科学的根拠を示して説明してほしい。 (意見の理由)セボシタビラの養殖を生業としてきた人間の矜持と生活に関わるので。</p>	1	<p>動物の特定第一種国内希少野生動植物種指定については、累代飼育による悪影響等も考慮してその適否を慎重に判断する必要があり、今回、淡水魚の特定第一種国内希少野生動植物種への指定について、選定方針を整理した上で、有識者へのヒアリング等も踏まえ、動物として初めてゼニタナゴを指定することとしています。セボシタビラについては、令和2年2月に国内希少野生動植物種に指定されておりますが、今回の選定方針も踏まえ、本種の保全の観点からより望ましい指定のあり方を必要に応じて検討していく予定です。</p>
17	その他	<p>環境省がゼニタナゴ、シナイモツゴ、カタハガイを国</p>	1	<p>御意見は今後の施策の参考にさせてい</p>

	<p>内希少野生動植物種に指定する方針を示したことについて、以下の意見を述べます。私の住む地域にはカタハガイが生息していますが、その数は非常に少なく、ほぼ絶滅といっても過言ではない状況です。この現状を踏まえ、単に採取や販売を禁止するだけでなく、生息環境を保全し、種の増加を目指す具体的な施策が必要と考えます。</p> <p>まず、希少種の指定には種の存続を図る目的がありますが、指定のみでは効果が限定的です。特に水路改修工事がもたらす生息地の破壊は、これらの種にとって最大の脅威です。福岡県南部では、セボシタビラが2020年に希少種に指定されましたが、指定後も生息地の水路が改修され、多くの個体が生息環境を失い、激減しました。カタハガイも同様の運命を辿る可能性があり、このままでは希少種の指定が絶滅を早めることになりかねません。</p> <p>以下に、カタハガイを含む希少種の保全と増加を目指す具体的な施策を提案します。</p> <p>1. 水路改修工事の見直し</p> <p>希少種の生息地で行われる水路改修工事は、彼らの生息環境に壊滅的な影響を与えます。工事の設計段階で希少種の生息が確認されている場合、以下の対応を検討すべきです。</p> <p>工法の見直し：底質を破壊しない工法の採用や、生息</p>	<p>ただきます。</p>
--	--	---------------

	<p>地を避ける工事計画の立案。 環境への影響評価の徹底：事前に影響を十分に評価し、必要であれば工事の延期や中止を決定する。</p> <p>2. 調査および保護エリアの設定 希少種の生息状況を詳細に調査し、重要な生息地を保護エリアとして指定することが必要です。これにより、生息環境の維持・改善が可能となります。また、保護エリア内では適切な管理が行われるよう、地元自治体や専門機関が連携する仕組みを構築すべきです。</p> <p>3. 地域住民への啓発と協力 希少種の指定により、地域住民の関心が薄れ、保全活動が停滞する懸念があります。そのため、以下の取り組みを提案します。 環境教育の充実：学校や地域イベントを通じて、希少種の重要性や保護活動の意義を広める。 保全活動への住民参加：地域の人々が協力しやすい環境保全プログラムを提供する。</p> <p>4. 二枚貝を増やすための施策 カタハガイのような二枚貝の保全と個体数増加のためには、次のような施策が効果的です。</p>		
--	---	--	--

		<p>人工繁殖の促進：水産研究所や大学との連携を通じて、カタハガイの人工繁殖を試みる。幼生を適切な生息地に放流することで個体数の回復を図る。</p> <p>魚類との共生環境の整備：カタハガイは特定の魚類との共生関係が知られています。この魚類の個体数を維持し、生息環境を整えることが必要です。</p> <p>底質環境の改善：二枚貝は特定の底質を好むため、生息地の土壌や水質を適切に管理する。</p> <p>希少種指定の意義を超えて</p> <p>希少種の指定は、種の存続のための重要な一歩ですが、それだけで十分ではありません。実際の保全は、環境を守り、地域住民と連携した取り組みが不可欠です。</p> <p>カタハガイが再び地域で繁殖し、自然の一部として豊かに生息できる環境を取り戻すために、これらの提案を実行に移すことを強く要望いたします。</p>		
18	その他	<p>国内希少野生動植物の捕獲等許可手続きについて、現在のところ、申請を提出してから承認を得るまでに時間がかかりすぎており、調査研究や保全活動に大きな支障が出ている。こうした現状を希少種保全推進室は認識しているのか。特定第一種制度の運用によりさらなる事務手続きの増加が予想されるが、人員や予算の確保は行わ</p>	1	<p>国内希少野生動植物種の個体の捕獲等の許可の標準処理期間は一ヶ月となっており、審査のために必要な期間と認識しております。引き続き人員や予算の確保に努めていく予定です。</p>

		れるのか、お答えいただきたい。		
--	--	-----------------	--	--